

宜野湾市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和6年7月10日

宜野湾市監査委員 宮 城 豊 信

宜野湾市監査委員 山 城 康 弘

1 監査の期間

令和6年6月3日から令和6年7月10日

2 監査の対象

上下水道局	・ 総務企画課	・ 業務サービス課
	・ 水道施設課	・ 下水道施設課

3 監査の範囲

財務に関する事務の執行

- ・ 令和5年度契約関係文書
- ・ 補助金関係文書
- ・ 備品等

4 監査の結果について

今回の定期監査については、契約事務を重点に実施した。一連の事務については、おおむね適正に執行されているが、次のような指摘事項があった。また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度各対象部局に口頭指導したので記述を省略した。

【上下水道局】

○ 総務企画課

項 目	指 摘 事 項
	指摘事項なし

○ 業務サービス課

項 目	指 摘 事 項
	指摘事項なし

○ 水道施設課

項 目	指 摘 事 項
西普天間住宅地区配水管布設工事・R 4について	当該契約は、市建設工事請負契約約款第58条（火災保険等）について、定められた手続きに不備があった。適正な事務処理に努められたい。
宜野湾地区内配水管改良工事について	当該契約は、市建設工事請負契約約款第58条（火災保険等）について、定められた手続きに不備があった。適正な事務処理に努められたい。
西普天間住宅地区配水管布設工事・R 5について	当該契約は、市建設工事請負契約約款第58条（火災保険等）について、定められた手続きに不備があった。適正な事務処理に努められたい。

○ 下水道施設課

項 目	指 摘 事 項
	指摘事項なし